(本號八頁)　(明治三十五年十一月十日　郵便報知新聞第三種郵便物認可)　明治二十五年六月二十九日　(定價金二錢)

時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり　時事新報には海外詳細なる商況物價の

第三千三百八十一號
明治廿五年六月廿九日　水曜日
舊暦壬辰六月六日　(壬午)
日出午後四時二十九分　日入午後六時五十九分
月出午前八時五十五分　月入午後十時三十五分
朝潮午前六時三十一分　夕潮午後八時五十一分
(西暦一千八百九十二年)

時事新報定價
時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價郵送料廣告料は左の如し
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇月極休刊
〇時事新報社より電報を以て郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢の割合を以テ申受ク

時事新報廣告料(施實)

一行五號活字在四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行一付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社二あるものありて場より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を填塞するより各社同一の記事を掲ぐるみと寡から ず稱り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

來遊者の便利を謀る可し

西洋人が我國に來遊する目的は眞の漫遊にして山川風物の美を愛し美術工藝の妙を賞するに過ぎざれども之が爲め直接間接に我國に利する所の利益甚だ大なるものありとすれば益々その來遊を促して國益を謀るの工風大切なりとして扨ての外客を迎ふるには官民共に力を盡し有らん限りの便利を與ふるみと肝要にして彼の旅行見狀の如きも其手續を簡易にして不自由を感ぜしめざるは無論、或は遊客中にて神社佛閣又は官府の管理に係る寶庫の類を見んとする者あらば其筋より照會して縱覽せしむる等官邊の常例に拘泥せずして出來得る丈けの便利を與ふ可し又民間の私に於ては之に對するに丁寧親切を旨として苟も欺くが如きみとある可らず例へば外人が土產の爲めとて日本の工藝品抔を買入るゝに當り從來の弊習として殊更に價を高くして鑑を貪るの風もあるに非ず是等は小事に似たれども不案内なる來客に對して親切を欠くのみならず其感情を損して誘り我國の不利益に歸するものなれば今後は能く〳〵注意して其價を一にし他の不案内を利して法外の直段を申出すが如きみとをば謹しむ可し又沿道各地の旅店の如き外人の宿泊を目的として遠に西洋風の大厦高樓を建築し料理なども總て彼國の風にして務めて其意に投ぜんとする向もあるよしなれども元來彼來遊の目的は日本の風景と美術とにして飲食家屋の贅澤を望むものに非ざれば無益の費を費して大厦高樓を造くるも決して其心を喜ばしむるに足る可らず左れば旅店の如きも唯清潔と便利とを旨とし飲食も喰その口に適する丈けのものとして殊更に不手際なる正式の西洋料理などを供して却て不愉快を感ぜしむるが如きは無用なる可し凡そ是種の事は銘々の注意に存するみとなれども官廳の便利を云へば其事に關係する同業の者が一の組合を設け約束を嚴重にし全國の氣脈を通じて事を取扱ふときは來遊者の便利一方ならざる可し聞く所に據れば横濱に開國舍なるものあり一昨年の設立にして其目的は大凡上文の趣意に外ならず横濱神戸の同業者が聯合して設けたるものなりと云ふ其趣意書にも云ふ可き組合認可願書の文意は左の如し

私共は從來外國より來遊の貴顯紳士等内地旅行の節通辯をなし又は我國の名所古跡に案内し或は美術工藝品等を購求する周旋をなし來候處近來外客の内地旅行するもの日に增加し今日は既に外國人居留地旅館には一日も此業務を欠くみと能はざるの情況に立至り候本來内地旅行の外國人に便利を與へ又内地物產を販賣するみとを導く一助とも相成り之を大にしては國益を謀る一端とも相成る可き業務の者に候得ば我國辱となる可きみとをも顧み ず一身の私利を謀る者のみに一任致し候はゝ大なる弊害を釀し外人に惡評を受け自然内地の旅行者を減ずるが如き結果を見るやも計られざるに付今般同業者と商議し別紙の規則を設け從來の弊風を改良し專ら正實を主として内外人に信用を失はざる樣致度云々

右の趣旨を以て其筋の認可を得、爾來正實に營業して近來は益々繁昌なりと云ふ此種の仕組は我輩の最も贊成する所なれども尚は此上の希望を云へば更に其仕組を擴張して全國に氣脈を通じ殊に鐵道會社汽船會社などとは特約を結び置きて益々來遊者の便利を謀るみと肝要なる可し序ながら尚は一の趣向を云へば内海に遊行船を設けて外人の需に應ずるが如きは最も妙なる可し我内海の風景は世界に類を見ざる所にして外人の之を過ぐる者は其美を稱して置かざれども恨むらくは此間を航する船舶は普通の郵便船又は客船にして其目的は遊覽の爲めに非ざるが故に十分に興を盡さしむるみと能はず今みの間に遊行船を設けて遊客の便に供し望に由りては之を貸渡し隨意に馬關より神戸に至る内海の嶋々に立寄りて遊覽を縱にせしむるみとゝなさば客の滿載は此上なきのみならず其收益も必ず少なからざるべし五六の遊行船を備ふるには格別の費用も要せざれば汽船會社などにて發起するに最も適當の趣向なる可しと思はるゝなり

官報

○法律

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル府縣制第二十七條修正法律ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十五年六月二十七日

内閣總理大臣兼内務大臣伯爵松方正義

法律第六號

明治二十二年法律第十號醫師藥劑師及藥品營業並藥品取扱規則第四十六條ニ「醫科大學藥學科ノ卒業證書ヲ有シ年齡滿二十年以上ノ者ハ其證書ヲ以テ開業免狀ノ下附ヲ願出ルコトヲ得此場合ニ於テハ內務大臣ハ試驗ヲ要セスシテ免狀ヲ授與スルコトアルヘシ」トアル「醫科大學藥學科」ノ十二字ヲ追加ス

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル府縣制第二十七條修正法律ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十五年六月二十七日

内閣總理大臣兼内務大臣伯爵松方正義

法律第七號

明治二十三年法律第三十五號府縣制第二十七條第三項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ市郡會郡部會ヲ置キタル縣ニ於テ縣會ノ職權ニ屬スル事件ニシテ專ラ市ニ關スルモノト專ラ其他ノ部分ニ關スルモノト分別スルコトヲ要スルモノアルトキハ縣會ノ議決ニ依リ之ヲ分別スルコトヲ得但分別シタル縣ニ於テハ此法律中特ニ東京府京都府大阪府ニ關シ定メタル各條項ハ之ヲ準用ス

内閣總理大臣兼内務大臣伯爵松方正義

○勅令

朕小包郵便物ノ郵便料、保險料、賠償金額、容積、重量及價額登記制限ノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十五年六月二十七日

内閣總理大臣伯爵松方正義

遞信大臣伯爵後藤象二郎

第一條　小包郵便料ハ小包郵便物ノ重量及其差立郵便局ヨリ配達郵便局マテノ里程ニ從ヒ別表ニ依リ之ヲ徵收ス

第二條　郵便局市外ニ送達スル小包郵便物ハ其重量ニ從ヒ別ニ左ノ郵便料ヲ加徵ス

小包郵便物一箇重量六百匁マテ　二錢
同　四錢
同　一貫匁マテ　六錢
同　一貫五百匁マテ
同　一貫五百匁マテ
容積　長サ　幅　厚サ　曲尺二尺
容積　長サ　幅　厚サ　曲尺二尺
重量　一貫五百匁

第三條　小包郵便物ノ容積及重量ハ左ノ制限ヲ超過スルコトヲ得ス

第四條　小包郵便物ノ登記價額ハ金百五十圓ヲ超過スルコトヲ得ス

第五條　價額登記小包郵便物ノ保險料ハ登記金額一圓マテ金七錢トシ一圓以上一圓マテ毎ニ金一錢ヲ加フ

第六條　通常小包郵便物ノ損害ニ對シテハ重量百匁ニ付金十錢ノ割合ヲ以テ之ヲ賠償ス其一部分ノ損害ニ對シテハ此制限内ニ於テ其損害ノ多少ニ從ヒ之ヲ賠償ス

第七條　價額登記小包郵便物ノ損害ニ對シテハ其登記金額マテ之ヲ賠償シ其一部分ノ損害ニ對シテハ此制限内ニ於テ其損害ノ多少ニ從ヒ之ヲ賠償ス

附則

第八條　小包郵便物ヲ取扱フ郵便局ハ遞信大臣隨時之ヲ告示ス

(別表)

小包郵便料

里程	二百匁マテ	四百匁マテ	六百匁マテ	八百匁マテ	一貫匁マテ	一貫二百五十匁マテ
二十里マテ	六錢	八錢	十錢	十二錢	十四錢	十七錢
四十里マテ	七錢	十錢	十三錢	十六錢	十九錢	二十錢
六十里マテ	八錢	十二錢	十六錢	二十錢	二十四錢	二十九錢
八十里マテ	九錢	十四錢	十九錢	二十四錢	二十九錢	三十四錢
百里マテ	十錢	十六錢	二十二錢	二十八錢	三十四錢	四十三錢
百五十里マテ	十二錢	十九錢	二十六錢	三十三錢	四十錢	四十九錢
二百里マテ	十四錢	二十二錢	三十錢	三十八錢	四十六錢	五十六錢
二百五十里迄	十六錢	二十五錢	三十四錢	四十三錢	五十二錢	六十四錢
三百里以外	十八錢	二十八錢	三十八錢	四十八錢	五十八錢	七十六錢
三百里以外	二十一錢	三十二錢	四十三錢	五十四錢	六十五錢	七十九錢
						九十三錢

○農商務省訓令第二十一號

明治二十三年二月當省訓令第九號森林經營科目刻經營部林區署費ノ款造林及林產物處理費ノ項林產物處理費ノ目中傭夫手當ノ次位ヘ損害手當ノ節設置ス

明治二十五年六月二十八日

農商務大臣河野敏鎌

雜報

○自由黨の報告書と改進黨の報告書

自由黨にては機關雜誌黨報第十五號(去る廿五日付にて最近の出版)の第二は自由黨代議士報告書と題し第三回議會中の議事顚末報告として左の諸案を否決したる理由を挙げ

政府が第二期議會に於て解散の理由としたる議案

第一　鐵道買收法案附鐵道公債法案

第二　監獄費國庫支辨法案

第三　軍艦製造費

第四　製鋼所設立費

政府が議會に向て再後不信を求めたる議案

第一　岐阜愛知福縣震災救濟及河川堤防及岐阜愛知富山福岡四縣土木費補助勅令第四十六號の件

第二